

発議第 14 号

庄原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条の 2 及び庄原市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり条例案を提出する。

平成 21 年 12 月 18 日

提出者 議会運営委員会 委員長 野崎 幸雄

庄原市議会議長 様

〔提案理由〕

全市域同じ取り扱いとするため、所要の改正を行おうとするものである。

庄原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

庄原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 17 年庄原市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「西城町の区域、東城町の区域、口和町の区域、高野町の区域、比和町の区域、総領町の区域又は前 6 町以外の市の区域をそれぞれ目的地域内とみなし、当該目的地域内を越えた旅行」を「片道 2 キロメートルを超えた旅行」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例は施行日の前日までに、改正前の条例の規定によりなされた処分、手続きその他の行為は、なお従前の例による。